

公益社団法人神奈川県病院協会入会金及び会費規程

公益社団法人神奈川県病院協会定款第7条に基づく経費の負担について、次のとおり定める。

(経費の種類)

第1条 経費負担の種類は、会員になった時に負担する経費(以下、「入会金」という。)及び毎年負担する経費(以下、「会費」という。)とする。

(使途)

第2条 入会金及び会費については、その合計額の100分の25以上を公益目的事業会計に充当する。

(入会金)

第3条 入会金は、次のとおりとする。

正会員 100,000円

賛助会員 個人 1,000円 法人 10,000円

2 前項の賛助会員 個人の入会金について、正会員病院の役職員または正会員病院を退職する役職員が入会する場合、会長が必要と認めるときは、理事会の承認を得て、これを免除することができる。

(会費)

第4条 正会員の会費は、基本会費および病床数割会費を合計したものとする。

2 正会員の基本会費は、月額16,000円とする。

3 病床数割会費は、当該病院の許可病床数により月額を次のとおり定める。

許可病床数	病床数割会費月額
20～49床	1,500円
50～99床	2,900円
100～149床	4,300円
150～199床	6,200円
200～299床	7,300円
300～399床	10,100円
400床以上	11,200円

4 上記の許可病床数は、原則として、当年4月1日時点の数(神奈川県が発行する医療機関名簿に掲載の病床数)に基づき、当該年度の年間会費を算定する。

5 賛助会員の種類及び会費は、次のとおりとする。

A 正会員病院に所属する者 年額3,000円

B 正会員病院に所属しない者 年額5,000円

C 有床診療所 年額50,000円

D 非営利法人 年額10,000円

E 営利法人 年額100,000円

(病床数割会費の免除)

第5条 正会員が病院建て替え等のため、長期間かつ全面的に病院業務を休止する場合、会員からの申し出があったときは、理事会の承認を得て、会長が必要と認める期間、病床数割会費を免除することができる。

附 則

1 この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行し、社団法人神奈川県病院協会入会金規定及び会費規程は同日廃止する。

附 則 (平成28年5月31日改正)

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年9月5日改正)

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月17日改正)

1 この規程は、令和3年3月17日から施行する。